

令和4年12月9日

各事業所・施設管理者 様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

施設内療養を行う高齢者施設等へのサービス提供体制確保事業補助金の支援について（ご案内）

日ごろから本府福祉行政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

本府におきましては、感染症が発生又は濃厚接触者に対応した事業所・施設等に対するかかり増し経費を補助するサービス提供体制確保事業を実施しており、施設内療養者が発生した場合についても補助対象として支援しています。

この度、令和4年10月1日以降に施設内療養を行った高齢者施設等に対する補助について、申請受付を開始いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 補助対象 施設内療養を行った以下の高齢者施設等

・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所 ・短期入所療養介護事業所

2. 補助内容

ア 施設内療養費	イ 追加補助（国制度）	ウ 追加補助（府独自制度）
施設内療養者（※1） <u>1名につき1万円/日（最大15日間）</u>	令和4年1月27日から令和4年12月31日までにおいて、施設内療養者数が一定数を超える場合（※2）追加補助（上限（※3）有）	まん延防止等重点措置期間（令和4年1月27日から令和4年3月21日まで）における施設内療養者数に応じて追加補助施設内療養者（※1） <u>1名につき1万円/日（最大15日間）</u>
	施設内療養者（※1） <u>1名につき1万円/日（最大15日間）</u>	<u>令和4年5月31日までに新型コロナウイルス感染症の治療ができる協力医療機関を確保（※4）している施設等</u> へ令和4年3月22日から令和4年5月31日までの施設内療養者数に応じて追加補助施設内療養者（※1） <u>1名につき1万円/日（最大15日間）</u>
	（※2）一定数の基準 定員29人以下：療養者2名以上 定員30人以上：療養者5名以上 （※3）上限額 定員29人以下：200万円 定員30人以上：500万円	<u>令和4年9月14日までに新型コロナウイルス感染症の治療ができる協力医療機関を確保（※4）している施設等</u> へ令和4年7月27日から令和4年9月14日までの施設内療養者数に応じて追加補助施設内療養者（※1） <u>1名につき1万円/日（最大15日間）</u>

(※1) 施設内療養者

令和4年9月30日までに発症した者については、発症後15日以内の者とする。

令和4年10月1日以降に発症した者については、発症日から起算して10日以内の者（発症日を含めて10日間）とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快（*）後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準（発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快*後72時間経過）を満たさない者については、当該基準を満たす日まで「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。

なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

* 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

(※4) 「新型コロナ感染症の治療ができる」とは、

- ・中和抗体薬投与（「ソトロビマブ」（ゼビュディ）及び「カシリビマブ及びイムデビマブ」（ロナプリーブ）等）
- ・経口薬投与・処方（「モルヌピラビル」（ラゲブリオ）、ニルマトレルビル・リトナビル（パキロビッド）等）
- ・抗ウイルス薬点滴投与（「レムデシビル」（ベクルリー）等）のいずれかの対応が可能であることをいいます。

※新型コロナ診断のための検査、健康観察や、対処療法（解熱剤処方、抗ウイルス薬以外の点滴、酸素投与等）のみの場合は、本事業の補助の対象外です。

「協力医療機関」とは、貴施設において、現在、協力等の締結をされている医療機関です。

（併設の場合や、配置医師による対応も含まれます。）

3. 申請手続きについて

○申請書等必要書類を作成していただき、大阪府へ電子メールで提出をお願いいたします。

申請先ほか、詳細については、下記の大阪府ホームページにてご確認ください。

○政令指定都市・中核市（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、吹田市、枚方市、寝屋川市、東大阪市、八尾市）に所在する介護サービス事業所・施設等については、各市で事業が実施されます。受付期間や申請方法等は、各市で異なります。各市で準備が整い次第の受付となりますので、詳細は各市へお問い合わせください。

4. 大阪府ホームページ

「大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設に対するサービス提供体制確保事業補助金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/service/index.html>

【お問い合わせ先】

大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課
サービス提供体制確保事業補助金担当

電話番号：06-6941-0351（代表）

内線：4935, 4936